平成２５年（フ）第１０２号
岐阜県養老郡養老町押越１番地81
債務者　本田由巳子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２８８号
高知県南国市後免町１丁目２番３号　溝渕アパート201号
債務者　原　　健一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３０２号
高知市日の出町８番35号
債務者　織田　光展
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０４号
茨城県石岡市国府２丁目５番24号
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２００号
茨城県つくばみらい市谷井田2391番地２、住民票上の住所東京都練馬区豊玉中３丁目13番12号　アーバンプレイス練馬・Ｃ103号
債務者　井島　美和（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２０３号
茨城県つくばみらい市豊体924番地
債務者　渡瀬　高男
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２６号
埼玉県吉川市吉川団地５番６号505
債務者　牛島　秀和
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
埼玉県秩父市金室町16番１号
債務者　高野　優太
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第４７８号
神奈川県中郡大磯町大磯1032番地
債務者　仲手川裕彦
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９００号
大阪府羽曳野市南恵我之荘７丁目７番５号　葵マンション411号室
債務者　中園江美子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
福岡県京都郡みやこ町上原1305番地
債務者　小川　一夫
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第８３９号
東京都羽村市緑ケ丘４丁目３番地11グリーンパレス202
債務者　土江　浩子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８７５号
東京都府中市清水が丘２丁目50番地の９レオパレスマラナタハイツ205
債務者　秋山　早苗
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８４３号
長野県飯山市大字蓮2877番地
債務者　辻永　健策
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６８号
釧路市芦野５丁目26番21号　エステティックハイツ103
債務者　工藤　友子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
釧路市春採６丁目１番26号　第５望洋ハイツ201
債務者　村上　好幸
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午前10時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第３７７号
川崎市幸区下平間340番地　エステートピア青木201
債務者　岡林雄一郎
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係